

FTちゃん新聞

Vol.170

3月号

ペーパレスで目の疲れが
ひどくなりました



令和4年3月18日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 打ち上げ◆

今日は3月15日、確定申告の期限です。資料の早期収集にご協力いただいております、ほとんどの申告が済んでおりましたので、国税庁のシステム障害があっても混乱することなく**確定申告業務を無事終わることが**出来ました。ありがとうございました。例年であれば**先週の金曜あたりに打上**に行って、「終わったーお疲れさん！」となるのですが、**3年続けて何にもナシ**です。なんだか物足りないな〜ってことで、**今夜は徳野家にて、夫婦で打上げ**、やっておこうと思います。

徳野



繁忙期でしたので**感染したらややこしいな**〜と警戒を強めていました。さらに、我が家には**高校受験を控えた娘**がおります。私が感染してしまうことで**娘が受験できない、なんていう事態は何か何でも避けたい!**という思いで過ごしておりました。

幸い家族は誰も感染しないまま、**娘の受験も卒業式も、先日無事終わりました**。中学1年の3月以降コロナの影響でいろんな行事が縮小・中止と我慢を強いられてきましたが、受験後のこの1週間は「感染してもしかたない」という覚悟を持って？**解放感いっぱい思いっきり楽しそう**に過ごしてくれています。4月からの高校生活も楽しく過ごして欲しいなと思っています。

◆ ウクライナ情勢の変化に伴いセーフティネット貸付の運用が緩和されます。

去る2022年2月25日、中小企業庁は、昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける**中小企業・小規模事業者を支援**するため、**相談窓口を設置**するとともに、厳しい状況に直面する事業者に対する**資金繰り支援を実施**することを発表いたしました。

具体的な施策は以下のとおりです。

- ・日本政策金融公庫等が実施する**セーフティネット貸付の要件**(従来は最近3か月の売上高が前年同期又は前々年同期に比べて5%減少等)を**緩和**し、支援対象をウクライナ情勢や原油高騰により、**数値要件を満たさずとも資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれのある事業者にまで拡大**。
- ・日本政策金融公庫、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会等に設置されている「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を「**ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口**」に拡充し、困難な状況に直面している**中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談の受付**。

昨今の情勢によりご不安を抱えている方もおられると思います。弊社は日本政策金融公庫様をご紹介することもできますのでご利用をお考えの方はご連絡くださいませ。

◆ 相続登記の申請の義務化

令和3年4月に法改正があり、今後所有者不明の不動産を生じさせないように、所有者が亡くなったときに相続人へ名義を移す**相続登記が義務化**されます。

この改正は**令和6年4月1日施行**となっていますが、この施行日より前に**相続が開始した不動産についても過去にさかのぼって適用**されます。つまり、令和6年4月1日以前に相続により取得したものの、未登記となっている不動産についても対象となります。

施行後は、不動産を取得した相続人は、被相続人が亡くなったことで相続があったことを知り、不動産の所有権を**取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要**があります。

罰則規定もあり、正当な理由なく申請をしない場合は、**10万円以下の過料**が科されますので、相続登記せずそのままになっている不動産をお持ちの方は、登記をお忘れなくお済ませ下さい。



◆ 税務スケジュール(4月)



4月11日(月)

・3月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

5月2日(月)

- ・3月分 社会保険料の納付
- ・2月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・8月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・5月・8月・11月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

<所得税・個人事業者の消費税の振替納税>

・所得税 4月21日(木) ・消費税 4月26日(火)

健康保険料の保険料率が改定されます

令和4年3月分(4月納付分)より	現行	改定後	
健康保険料率(大阪)	10.29%	10.22%	
介護保険料率	1.80%	1.64%	
雇用保険料率(2段階で引き上げ)	現行	令和4年4月から	令和4年10月から
一般の事業	0.90%	0.95%	1.35%
農林水産・清酒製造事業	1.10%	1.15%	1.55%
建設の事業	1.20%	1.25%	1.65%

◆ 「ワイヤレス」で「ストレスレス」



使用頻度の高いパソコンやスマートフォン、その周辺機器であるキーボードやマウス等は小さなストレスの塊です。

特に仕事でも使用する「マウス」は調子が悪いとポインターをうまく動かせなくなり仕事になりませんし、何といても「コード」が非常に邪魔で仕方ありません。そんなお悩みをお持ちの方

『ワイヤレスマウス』導入を検討してみたいはいかがでしょうか？

「ワイヤレスマウス」とはその名の通り「コード」が繋がっていないマウスです。



コードに繋がったマウスはまさにこのワンちゃんと同じ状態です
飼い主(マウスの使用者)との信頼関係が悪く散歩すら一苦勞です

■ワイヤレスマウスのメリット

①操作性が高い

ワイヤレスですので、マウスを自由に操作できます。
コードという名の鎖から解放される自由を知ると元のマウスには戻れません。

②価格が安価

2,000円にも満たない商品でも遅延は気になりません。

■ワイヤレスマウスのデメリット

充電や電池の交換が必要です。
弊社導入のワイヤレスマウスは半年以上電池交換をせずとも動いていますが、プライベートで使用していたマウスは3日に一度充電が必要でした・・・

◆ 「インボイス制度」をおさらいしよう！【連載第①回「消費税の前提知識」編】



◎はじめに

- ・ 令和5年10月1日より、いよいよ『**適格請求書(インボイス)制度**』が始まります。
- ・ 今一度、『インボイス制度』についておさらいしてみましょう！
※ボリュームがあるため、連載形式でお送りします

◎ご注意

- ・ わかりやすさを優先して、詳細な説明を省いている箇所があります。
- ・ 会社さまによって、処理方法は異なります。弊社顧問さまにつきましては、**必ず弊社担当までご確認ください。**

第①回目のテーマは『消費税の前提知識』編です。
まずは、『インボイス制度』開始前の現行ルールを見ていきましょう！

■国に納める消費税の計算

・ 国に納める消費税は、簡単に表すと以下のように計算されます。

[A] 受け取った消費税

△ [B] 支払った消費税

[B] を差引く計算のことを、『**仕入税額控除**』といいます

[C] 国に納める消費税

■『仕入税額控除』の条件

・ 以下2つの要件を満たす必要があります。

① 証憑の保管(領収書・請求書など)

② 帳簿の記載(会計データ等で、日付・相手先・内容・金額を記載する)

『インボイス制度』開始後、
①の要件が大きく変わります！



◆ スタッフより

岩佐



最近、早寝を頑張っています！
私は子供の頃から宵っ張り。
夜になると目が冴えてくる完全なる夜型人間でした。
家族からはゴキブリとか言われてましたね(*_*)



が、年齢と共に翌日に支障きたす様になり、こりゃいかん。。。
身体がもたない、と一念発起！早寝にチャレンジする事に。
週末は明日はお休みだあ〜と、
気が緩み遅寝になる時もありますが、
朝方人間になるのを目標に早寝を
続けて行きたいです。



◆ クイズ

伊藤



今月は、**令和5年10月1日**から始まるインボイス制度からのクイズです。

インボイスを発行できる『**適格請求書発行事業者**』の登録申請について正しいのはどれでしょう。

- ①すでに始まっている
- ②**令和5年9月30日**、ぎりぎりまで申請できる
- ③申請は、**e-tax**でもできる



申請について気になる点があれば、いつでも弊社にお尋ねください！

答え ①③ ②令和5年3月31日までです！ご注意ください。